労働災害による補償を適切に行うために

―労働災害は事業主に補償義務があります。
健康保険は使えません。―

1　労働災害の補償義務について

労災保険は、国が運営する原則強制適用の保険制度です。但し、農業については、「個人経営の常時４人以下の労働者を雇用する事業場」は、任意適用となっています。一方、労働基準法では事業場の業種・規模に関わらず、労働者が労働災害により負傷したり、疾病にかかった場合は事業主が補償することを義務付けており、労災保険制度が任意適用の対象であって、労災保険に加入していない場合であっても、労働災害は事業主が補償する義務があります。

補償義務は事業主の過失の有無は問いません。災害の原因が労働者の不注意等であっても補償が必要です。

また、労働災害には健康保険は使えません。労災保険に加入していないと、治療費や休業補償から遺族補償まで全額事業主負担となります。アルバイト、パートでも同様です。

労働者に安心して働いてもらうため、任意適用事業場であっても、労災保険の加入をお勧めします。

2　労働災害による補償を適切に行うために

(1)　労働災害による補償を適切に行う（労災保険の補償を受ける）ために、以下の点を留意して下さい。

- 作業中の負傷に限らず、業務を原因とする疾病も労働災害です。

補償義務のある傷病　例
　治療を必要とする捻挫、災害性の腰痛、虫・蜂刺傷、熱中症、交通事故（加害者がいる場合を含む）
　過重な労働等による脳心疾患・精神障害　（労災保険では通勤中の災害も補償対象です）

- 災害にあった労働者から報告を受け、発生状況等を確認すること。
  労働者は責任者に報告すること
  災害発生状況の確認は、再発防止対策を立てるためにも重要です。

(2)　労災保険に加入し、請求する場合は以下の点にも留意して下さい。

- 速やかに医療機関で必要な治療を受け、医師の指示に基づいて療養を行うこと。
  （自己判断の自宅療養では補償はされません。）
- 治療を受ける労働者は、医療機関で労災事故であることを申し出て、必要な書類を提出して下さい。

(3)　事業主等については、労災保険中小事業主等特別加入の制度があります。

お問い合わせ先

お問い合わせは、八幡浜労働基準監督署又は愛媛労働局各担当課室までお願いします。

八幡浜労働基準監督署

〒７９６－００３１　八幡浜市江戸岡１丁目１－１０
℡　（０８９４）２２－１７５０
FAX　（０８９４）２２－１８９９
※閉庁期間中に、死亡災害等の連絡を行う場合は、留守番電話に「災害発生概要」「被災者の態様」「連絡先」等を録音してください。至急調査が必要な場合は、折り返し連絡をします。

愛媛労働局

〒７９０－８５３８　松山市若草町４－３　松山若草合同庁舎５・６階

総務部

労働保険徴収室
（労災保険の加入については、こちらまでお問い合わせください。）
℡　（０８９）９３５－５２０２

労働基準部

監督課
（労働条件については、こちらまでお問い合わせください。）
℡　（０８９）９３５－５２０３

健康安全課
（労働災害については、こちらまでお問い合わせください。）
℡　（０８９）９３５－５２０４

賃金室
（最低賃金については、こちらまでお問い合わせください。）
℡　（０８９）９３５－５２０５

労災補償課
（労災保険の請求については、こちらまでお問い合わせください。）
℡　（０８９）９３５－５２０６